

「任意継続組合員制度」

任意継続組合員制度とは、退職後2年間、在職中とほぼ同様の短期給付を受けることを目的として設けられたもので、退職後も引き続き医療給付等(一部の福祉事業を除く。)が受けられます。

<p>1 資格取得の 申出</p>	<p>退職の日の前日まで引続き(他の共済組合の期間を含む)1年以上組合員であった方が退職の日から起算して20日以内に、任意継続組合員資格取得申出書を共済組合に提出、かつ、期間内に掛金を納付した場合に、退職の日の翌日から資格を取得します。 ※掛金の計算や掛金通知発送に数日かかるため任意継続組合員資格取得申出書は早めに提出してください。</p>
<p>2 掛金の納付方法</p>	<p>月掛払いと年一括払いのどちらかを選択できます。 月掛払いは、初回の掛金は退職の日から起算して20日以内、2回目以降は継続しようとする月の前月末が納付期限になります。 年一括払いは、掛金は退職の日から起算して20日以内に納付していただき、月掛払いにはない掛金の割引が適用されます。 掛金は、共済組合からの納付通知によって納付してください。</p>
<p>3 掛金の算定等</p> <p>※令和8年度から短期掛金及び介護掛金に加え、新たに子ども子育て掛金が加算されます。 (介護掛金は、40歳以上65歳未満の方のみ納付が必要です。)</p>	<p>次の(1)又は(2)のうちのいずれか低い額を掛金算定の基礎となる標準報酬月額として用います。 (1) 退職日の属する月の掛金の算定基礎となった標準報酬月額 (2) 令和7年9月30日の全組合員の平均標準報酬月額(410,000円)</p> <p>(掛金の算定) 次の月掛払い及び年一括払いの掛金の算定例では、掛金を算定する際の全組合員の平均標準報酬月額(2)410,000円を使用しています。なお、掛金率1000分の113.44は、令和8年度の短期掛金1000分95.96、子ども・子育て掛金1000分2.3及び介護掛金1000分15.18の合計です。</p> <p>【月掛払いの場合】 $410,000 \text{円} \times 0.11344 = 46,510 \text{円}$ (円位未満切捨て) (月額) 1年間では、$46,510 \text{円} \times 12 \text{月} = 558,120 \text{円}$</p> <p>【年一括払いの場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>3月中に申出をし、3月中に掛金を納付できた場合</u> $410,000 \text{円} \times 0.11344 = 46,510 \text{円}$ (円位未満切捨て) 月掛払いを算出して1年間では、 $46,510 \text{円} \times 11.7485020$ (次ページ2の割引を適応) = $546,422 \text{円}$ (円位未満四捨五入) ・ <u>4月以降に申出をし、掛金を4月20日までに納付する場合</u> $410,000 \text{円} \times 0.11344 = 46,510 \text{円}$ (円位未満切捨て) (4月分の額) …① $46,510 \text{円} \times 10.7869636 = 501,702 \text{円}$ (円位未満四捨五入) (残り11月分の額) …② <p>1年間では、①+② = $548,212 \text{円}$</p>

4 掛金の前納
期間及び掛
金割引

- (1) 次の期間を単位として掛金を前納することができます。
- ア 4月から9月、10月から翌年3月までの6か月間又は、4月から翌年3月までの1年間
- イ アの期間のうち、資格を取得した後、その資格を喪失することが明らかなときには申出をした月の翌月以降の月が2か月間以上あるときその期間
- (2) 掛金を前納した場合には、年4%の利率による複利現価法によって、前納に係る期間に応じて割引（別表）を行います。

別表【前納に係る任意継続掛金の額の算定率】

前納期間 (月)	算定率	前納期間 (月)	算定率
2	1.9902215	8	7.8834200
3	2.9804642	9	8.8544329
4	3.9674757	10	9.8222773
5	4.9512666	11	10.7869636
6	5.9318472	12	11.7485020
7	6.9092282		

5 資格喪失

- 次のいずれかに該当した場合は、資格を喪失します。
- (1) 任意継続掛金をその払込期日（継続しようとする月の前月末日）までに払い込まなかったとき
- (2) 任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき
- (3) 他の共済組合、健康保険組合等の被保険者となったとき
- (4) 死亡したとき
- (5) 任意継続組合員でなくなることを希望する旨を共済組合に申し出た場合、その申し出が受理された日の属する月の末日が到来したとき
- なお、任意継続掛金を前納している者は、前納期間満了前であれば残りの期間に係る掛金については、還付されます。
- 任意継続組合員資格取得前に取りやめをする場合は、任意継続組合員資格（加入）取りやめ申出書を提出してください。
- 任意継続組合員資格取得後に喪失を希望する場合は、任意継続組合員資格喪失申出書を提出してください。